**平成２３年（フ）第３２８号**
埼玉県東松山市元宿１丁目25番地10
債務者　小泉　弥生
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第３３６号**
埼玉県大里郡寄居町大字赤浜913番地４
債務者　梅澤　　剛
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第３０８号**
静岡県沼津市岡宮516番地の６　レアールマンションセレッソＣ201
債務者　金剌佐千子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第３１６号**
静岡県三島市本町１番10号　サーパス三島本町502
債務者　山崎　睦雄
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第３１７号**
静岡県三島市本町１番10号　サーパス三島本町502
債務者　山崎　尚美
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第３２４号**
静岡県沼津市今沢642番地の４　市営今沢団地Ａ４―405
債務者　杉本　　豊
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第３３２号**
静岡県御殿場市川島田1296番地の10
債務者　田口　陽子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第３４２号**
静岡県沼津市本田町１番８号　ナカタコーポ201
債務者　柳田　昌俊
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第１９号**
京都府舞鶴市丸山口町３番地
債務者　飯牟禮邦子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

**平成２３年（フ）第３４号**
京都府綾部市上延町前田３番地の５
債務者　四方加世子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

**平成２３年（フ）第６５３号**
堺市南区竹城台３丁１番５―409号
債務者　坪田　友美
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第９７７号**
堺市堺区宿屋町東２丁１番21号　クレスト80―201号、前住所堺市西区浜寺諏訪森町中３丁241番地34
債務者　緒方　義人
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１００６号**
堺市堺区協和町５丁481番地　塩穴団地１棟107号
債務者　中川　榮子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１０２６号**
堺市堺区東湊町２丁133番地16
債務者　山崎　聡司
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１０８号**
北海道有珠郡壮瞥町字滝之町235番地30
債務者　多田八重子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２３年（フ）第１１０号**
北海道室蘭市白鳥台２丁目12番４―406号
債務者　小川　絵理
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２３年（フ）第１１２号**
北海道白老郡白老町末広町３丁目15番29号
債務者　土門智栄子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係